

平成30年第10回教育委員会定例会  
(5月24日開会)

台東区教育委員会

日 時 平成30年5月24日(木)午後2時06分から午後3時31分

場 所 教育委員会室

出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	樋口 清秀
委 員	垣内恵美子
委 員	末廣 照純
委 員	高森 大乘

説明のために出席した事務局職員

事務局次長	田中 充
庶務課長 兼事務局副参事	小澤 隆
学務課長	山田 安宏
児童保育課長	佐々木洋人
放課後対策担当課長	福田 兼一
指導課長	小柴 憲一
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	吉本 由紀
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	宇野 妥

日 程

日程第1 議案審議

- 第24号議案 平成30年度東京都台東区一般会計補正予算(第2回)における教育費関係計上予定案の意見聴取について
- 第25号議案 松が谷保育園、松が谷児童館及び松が谷子どもクラブ大規模改修工事請負契約の締結についての意見聴取について
- 第26号議案 東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第27号議案 東京都台東区スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則

## 日程第2 教育長報告

### 1 協議事項

#### (1) 学務課

ア 東京都台東区立ことぶきこども園及び東京都台東区立寿子ども家庭支援センターの指定管理者の選定について

イ 東京都台東区立たいとうこども園の指定管理者の選定について

#### (2) 児童保育課

ウ 認可保育所等の開設について

#### (3) 中央図書館

エ 中央図書館池波正太郎記念文庫所蔵資料の貸出について

### 2 報告事項

#### (1) 庶務課

ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

#### (2) 児童保育課

イ 平成30年4月保育所等入所状況について

#### (3) 放課後対策担当

ウ 平成30年4月放課後対策事業の利用状況について

#### (4) スポーツ振興課

エ 台東リバーサイドスポーツセンター屋外施設整備の調査結果について

### 3 その他

・区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について

午後2時06分 開会

矢下教育長 ただいまから、平成30年第10回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高森委員にお願いをいたします。

ここで、傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

日程第1 議案審議

第24号議案

矢下教育長 それでは、日程第1議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について、説明をお願いします。

はじめに第24号議案を議題といたします。

庶務課長説明をお願いします。

庶務課長 それでは、第24号議案、平成30年度東京都台東区一般会計補正予算(第2回)における、教育関係計上予定案の意見聴取についてご説明させていただきます。

本案は、第2回区議会定例会に付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められるため、提出したものでございます。

次のページをおめくりいただきまして、次が内訳書になっております。今回の補正は、歳入について、総額4,531万3,000円、歳出について、総額8,904万8,000円の、それぞれの増額でございます。

それでは恐れ入りますが、別紙の平成30年度補正予算[第2回]をご覧ください。歳入の内訳でございます。まず、国庫補助金では、(仮称)根岸こどもクラブ設置に対する子ども・子育て支援整備交付金が、885万4,000円の増額となっております。

次に都補助金では、(仮称)根岸こどもクラブ設置に対する学童クラブ整備費が1,328万1,000円、子供家庭支援包括補助事業費が1,913万9,000円、それぞれ増額となっております。また、学校における働き方改革プラン策定に対する、学校における働き方改革推進事業費が232万3,000円、スクール・サポート・スタッフ配置支援事業費が、171万6,000円、それぞれ新たに計上しております。

続きまして、歳出の内訳でございます。まず教育総務費では、学校における働き方改革プラン策定に要する経費が232万3,000円。スクール・サポート・スタッフの配置に要する経費が178万5,000円、それぞれ新たに計上してございます。

続きまして、児童保育費では、(仮称)根岸こどもクラブ設置に要する経費が8,212万1,000円、忍岡小学校放課後子供教室の実施準備に要する経費が281万9,000円、それぞれ新たに計上してございます。それでは、議案の裏面のほうにお戻りいただきたいと思えます。教育委員会の意見(案)といたしまして、「本委員会としては、原案に異存ありませ

ん。」といたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案通りご決定くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

樋口委員 働き方改革プランの策定についてはどんな作業をこの予算で進める予定なのですか。

指導課長 次回の定例教育委員会でもご報告申し上げようと思いますが、この補助事業を使いまして、今、232万3,000円ありますが、ほぼ200万を使いまして、昨年度とりました、全教員からのアンケートの集計作業を行い、その分析をもとに、検討委員会で案を作っているかと考えております。

樋口委員 これは先週ですけれども、東京ビッグサイトで、ICTと教育というテーマのフェアがありまして、日経BPから招待を受けて行ってきたのですが、教室担当の先生がその場ですぐ入力すると、その子供の情報が、横に共通な情報で提供されるし、逆に蓄積されて、小学校から中学校に送るようになっていて、それが統一管理で、教育委員会でも管理できるようなシステムがあつて。この費用はいくらかといいましたら、非常に安いんですね。規模によるけれどもという言い方を業者はしていましたけれども、1校で1万とか2万でできるかもしれないと言っていました。

これは何を申し上げたいかということ、やっぱりこのICTの技術革新だから、相当教育の超過負担を軽減しようというところでの技術革新が進んでおりますので、できたらそういうところも世情として蓄積しながら、この改革案の情報を蓄積した後で、どこが負担があり、それをどう軽減していくかということについては、その技術革新のところも含めて検討していただければと思います。

指導課長 ビッグサイトで行われました催し物につきましては、担当の係のほうでも実際に行つて見てきているところでございます。いわゆる校務事務の改善というところでも、やはり課題があるのであれば、それなりのものを計画的に導入していかなければならない。また、分析の結果、やはり、これは例えばICTだけの問題では解決できないというものについては、別の施策など、いろいろ協議をしたいと思つております。

矢下教育長 これより採決いたします。

本案については、原案通り決定いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、原案通り決定いたしました。

## 第25号議案

矢下教育長 次に、第25号議案を議題といたします。事務局副参事、説明をお願いします。

事務局副参事 それでは、第25号議案、松が谷保育園、松が谷児童館及び松が谷こども

クラブ大規模改修工事請負契約の締結についての意見聴取につきまして、ご説明をさせていただきます。

本議案は、第2回区議会定例会で付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため、提出したものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、2枚目をご覧ください。契約の方法は、制限付一般競争入札。契約金額は1億7,172万円。契約の相手方は、株式会社大雄です。教育委員会の意見といたしまして、「本委員会としては、原案に異存ありません。」といたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案通りご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

矢下教育長 これより採決いたします。

本案については、原案通り決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので原案通り決定いたしました。

## 第26号議案

矢下教育長 次に第26号議案を議題といたします。放課後対策担当課長、説明をお願いします。

放課後対策担当課長 第26号議案、東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明いたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、議会への提出前に、教育委員会への意見聴取があったことにより提出されたものでございます。

本条例は、平成30年3月30日付で厚生労働省より交付されました、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を受け、東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正するものでございます。

恐れ入りますが新旧対照表をご覧ください。これまで、放課後児童支援員の資格要件の一つとして、学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者と規定されておりましたが、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者と改正することにより、教員免許状の更新の有無を問わず、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状を保有している者、特別支援学校の教員免許のみを有する者、養護教諭免許を有する者など資格要件を満たすものとして位置づけるものでございます。また、放課後児童支援員の資格要件に、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、区長が適当と認めたものを新設いたします。

付則でございます。本条例は公布の日より施行いたします。

それでは議案の裏面にお戻りください。教育委員会の意見（案）として、「本委員会としては、原案に異存ありません。」といたしました。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

末廣委員 この改正というのは、放課後のこの事業に携わる方の数を増やしたいという、そういうことなんですよ。

放課後対策担当課長 結果としては、規制というか、条件を緩和するものとなっております。そして、今まで、これらの教員の免許につきまして、資格を所有してから10年間たつ間に、更新の手続をしなければならないというものがございまして、そこに今まで明言していなかったのが、各自治体でその取り扱いが異なっていたということがありまして、それを統一するものでございます。

高森委員 現行も既にそうなんでしょうけれども、この資格を有する方々、免許証を有する方々は、当然、この放課後健全育成事業の中身を全て把握しているとは限らないと思われるのですが、そうした方々への研修や教育の機会というのは設けられているのでしょうか。

放課後対策担当課長 これらの放課後児童支援員につきましては、東京都で研修を行っております。それを受けたものが、その資格を得られるというところでございます。

高森委員 その研修は受けなければいけないことになっているのですよね。それは個々には必要ないから書いていないのですよね。わかりました。ここに、研修を受けたものと書いてありました。ここは変わらないわけですね。

垣内委員 この新設された条項に基づく人たちについてですけれども、将来のこの、直近の改正の後、職員の配置構成の中で、新卒で採用される方々というのは、ある程度見込みが増になりそうということなのではないでしょうか。それとも、やはり、従来型の教免をとった方々が中心になるということでしょうか。

放課後対策担当課長 こちらの新しく拡大した部分について、適用される職員がいるかどうかというのが、まだクラブのほうには確認をしていませんので、実数としてはどれくらいになるか不明なところではございます。

垣内委員 では、ある種の例外規定みたいなものになるのでしょうか。

放課後対策担当課長 例えばですけれども、新たに資格要件に含まれました、5年以上従事した者というところなのですが、これまでは高卒以上の方という形で明記されていたものが、中卒までの方も5年以上従事した方であれば資格要件になるということで、例外規定といえますか、要件の緩和になるかと思えます。

樋口委員 人件費の削減につながる可能性がありますよ。

垣内委員 いや、だから、その、クォリティー的に大丈夫なんですよという。すみません。

高森委員 研修がありますから。

垣内委員 研修があるから大丈夫ですか。すみません。

樋口委員 やっぱりちょっと、そのクォリティーの問題と賃金のコストの、人件費の削減のための方策なのだけれど、これは逆に、相当難しい、気を付けないといけない質の問題ですね。

矢下教育長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、原案通り決定いたしました。

## 第27号議案

矢下教育長 次に、第27号議案を議題といたします。

スポーツ振興課長、説明をお願いします。

スポーツ振興課長 それでは、第27号議案、東京都台東区スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。本議案は、台東区スポーツ推進委員の年齢制限の緩和に関し、規定の整備を図るため、ご審議をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。改正箇所は、第3条の2、年齢制限の部分でございます。現行は、「25歳未満の者又は65歳以上の者はスポーツ推進委員に委嘱することができない」としてありますが、25歳未満を20歳未満に引き下げることで、現行より、さらに幅広い世代の方にスポーツ推進委員としてご活躍いただくことが可能となり、スポーツ推進委員の活動が、より充実していくよう改正するものでございます。

次に付則でございます。この規則につきましては、平成30年6月1日から施行いたします。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

垣内委員 一つだけ。ちょっと仄聞する限りでは、国際的には、こういう年齢制限というのは、ある意味機会の平等など、いろいろな観点から、撤廃する方向だと聞いております。また、日本の場合、高齢の方で非常にご健康な方もいらっしゃるし、これから数も増えていくという中で、こちらの、現在の改正案に反対しているわけではないのですけれども、今後、例えばこの65歳以上という条件について、何かお考えになるとか、そういうような動きはございますでしょうか。

スポーツ振興課長 社会情勢などを見ながら、将来にわたっては、この年齢制限についても検討していきたいと思っております。

樋口委員 但し書き条項で救われる可能性がありますね。但し書きで。

高森委員 今、現行は25歳未満ですけれども、それを5歳繰り下げることになるわけで

すが、現状で、例えば25歳以上の方、30歳未満くらいの方で、スポーツ推進委員になっていらっしゃる方の割合は、どのくらいいらっしゃいますでしょうか。

スポーツ振興課長 現在、スポーツ推進委員の方は24名おりまして、年齢の構成ですけれども、20歳代は0人、30から39歳が3人、40から49歳が2人、一番多いのが、50から59歳の10人となっています。

高森委員 そうすると、これは20歳未満に年齢を引き下げるとしたときに、見込みとしてはどのくらいを見込んでいますでしょうか。

スポーツ振興課長 現在、スポーツ推進委員になられている方から、非常にスポーツ推進委員に向いている人がいるのだというお話は受けております。その方が現に25歳以下の方でございますが、そういう方は2名ほどいらっしゃいます。

高森委員 今垣内先生がおっしゃったように、ご年配の方が、随分と割合が多いということですから、将来的にはもしかしたら65歳以上というくくりも撤廃することになるかなという気がしますけれども、その辺りの様子を見ていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

矢下教育長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

## 日程第2 教育長報告

### 1 協議事項

#### (1) 学務課 アイ

矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

事務局各課ごとに説明をお願いします。

はじめに、学務課のア及びイについて、学務課長、説明をお願いします。

学務課長 それでは、はじめに、東京都台東区立ことぶきこども園及び東京都台東区立寿子ども家庭支援センターの指定管理者の選定について、ご説明をいたします。

資料1をご覧ください。本件は、ことぶきこども園及び寿子ども家庭支援センターの現在の制定管理者の指定管理期間が今年度末をもって満了することに伴う、次期指定管理者の選定についてお諮りをするものでございます。

はじめに項番1、対象施設でございます。施設名称は、東京都台東区立ことぶきこども園と、東京都台東区立寿子ども家庭支援センターの2施設。所在地及び施設内容は記載のとおりでございます。

次に項番2、現行の指定管理者でございます。名称は特定非営利活動法人子育て台東。所在地及び代表者は記載のとおりでございます。

続きまして、項番3の次期指定期間でございますが、平成31年4月1日から、平成36年3月

31日までの5年間でございます。

お手数ですが、資料の裏面をご覧ください。項番4、次期指定管理者の選定でございます。まず(1)の選定方法でございます。資料の次のところに、ご参考といたしまして、台東区指定管理者制度運用指針の抜粋を添付いたしておりますので、そちらもあわせてご覧ください。運用指針の第3、指定管理者の選定方法の(1)公募の原則を適用いたしまして、公募型プロポーザル方式により行います。また、同運用指針第3の(4)複合施設等の一括指定の規定を適用し、同一の指定管理者を選定することといたします。

もとの資料項番4、(2)選定手続きのほうをご覧ください。指定管理者選定委員会を設置し、事業計画に基づき、管理水準やサービス向上への取組など、指定管理者としての適正を判定してまいります。

の選定委員会の構成につきましては、施設の設置目的に応じた専門的見識を有するもの2名、経営に関する専門的見識を有する者1名、施設利用者・地域住民の代表者等1名及び職員1名の5名で構成する体制といたします。

の選考基準につきましては、東京都台東区立保育所条例及び東京都台東区立子ども家庭支援センター条例に定める基準のほか、次に掲げる項目を中心に審査を行ってまいります。各項目につきましては、資料のほうをご確認ください。

最後に項番5、今後のスケジュールでございます。来月の第2回区議会定例会において、指定管理者選定の報告をした後、7月から募集を開始いたします。9月に募集を締め切りした後、10月にかけて、3回の選定委員会を開催し、指定管理者候補者を選定してまいります。11月の本委員会に指定管理者候補者の報告をさせていただいた後、12月の第4回区議会定例会にて指定管理の議案を提出してまいります予定でございます。

簡単ではございますが、1点目のことぶきこども園及び寿子ども家庭支援センターの指定管理者の選定につきましてのご説明は以上でございます。

続きまして、東京都台東区立たいとうこども園の指定管理者の選定についてのご説明をいたします。

資料2をご覧ください。本件は、たいとうこども園の現在の指定管理者の指定管理期間が本年度末をもって満了することに伴いまして、先ほどのことぶきこども園同様、次期指定管理者の選定についてお諮りをするものでございます。

はじめに項番1の対象施設は、東京都台東区立たいとうこども園。所在地及び施設内容は資料に記載のとおりでございます。

項番2、現行の指定管理者は社会福祉法人東京児童協会。所在地及び代表者は、資料に記載のとおりとなっております。

項番3の次期指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間、項番4の次期指定管理者の選定につきましては、まず(1)の選定方法といたしまして、先ほどご覧いただきました、台東区指定管理者制度運用指針の第3の(3)に規定する継続の場合の特例を適用いたしまして、現行の指定管理者を公募によらず再選定することとい

たします。

お手数ですが、資料裏面をご覧ください。(2)再選定の理由でございます。一点目といたしまして、「台東区の認定こども園の理念・目標」を踏まえ、また、「台東区幼児教育共通カリキュラム ちいさな芽」を活用した教育・保育が実施されていること、多様な研修を取り入れながら人材育成に努めるなど、教育・保育の充実と質の向上が図られていること。2点目といたしまして、近隣との交流・地域活動に積極的に参加するとともに、園児と地域とのつながりを一層深めるための教育・保育活動を実践するなど、地域との信頼関係を築いていること。3点目といたしまして、直近の平成29年度に受審いたしました第三者評価で、認定こども園としての適正な運営が確認できていること。また、別途実施しております保護者アンケート等においても、運営全般に対する満足度が非常に高いことから、PTA及び保護者の協力のもと、良好で活発な園運営と安心・安全な環境整備が図られているというところの3点を理由といたしております。

(3)の選定手続きでございますが、指定管理者再選定審査会を設置いたしまして、事業計画に基づき、指定管理者としての適正を判定してまいります。

の審査会の構成でございますが、施設の設置目的に応じた専門的な見識を有する者1名のほか、経営に関する専門的な見識を有する者等、4名の構成といたします。

の審査基準につきましては、先ほどのことぶきこども園同様に、東京都台東区立保育所条例に定める基準のほか、資料にあります各項目を中心に審査を行ってまいります。

最後に3ページ目、項番5の今後のスケジュールでございます。こちら来月の第2回区議会定例会において報告をした後、8月から10月にかけて指定管理者指定申請書の受理及び2回の審査会を経て指定管理者候補者を選定してまいります。11月の本委員会に報告をさせていただいた後、12月の第4回区議会定例会にて議案を提出予定でございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは学務課のAについて何かご質問はございませんか。

末廣委員 ことぶきこども園とたいとうこども園と、両方まとめて質問したいのですが、ことぶきのほうは公募型プロポーザル方式ということなのですね。こちらのたいとうこども園は、いわゆる継続ということで、その違い。継続する理由としては非常に評判がいいということですが、その選定方式の分かれた理由というのはどういうことですか。

学務課長 先ほどご説明のところでも触れさせていただきましたが、この指定管理者の選定に当たっての指針のところの中に継続の場合の特例というものがございまして、今の委員のご指摘のとおり、この指定期間、5年間の運営状況。こちらのところから、問題がないというところ。なおかつ、今後さらに継続して同施設の運営をしていきたいといったところ。そういった部分の条件がそろった場合に関して、改めて審査会を経て選定することによって、もう一期続けてできるということになります。

今回、たいとうこども園に関しましては、東京児童協会のこれまでの状況から判断いた

しまして、この方法を適用可能と判断して、こちらにしております。

ただし、ことぶきこども園のほうにつきましては、一度、5年前に再選定を同じように経ておりますので、今回は公募型プロポーザル方式ということになりました。

末廣委員 すると、継続というのは、1回しかできないということですね。

学務課長 そのとおりでございます。

末廣委員 わかりました。

樋口委員 ことぶきのほうですけれども、その子ども家庭支援センターの指定管理者にも候補に挙がっているのですが、これは普通、区民のいわゆる、個人的情報も絡んできますよね。この辺は、例えばこの業者がやった場合に、ある家庭を支援しようという、区のほかの、例えば社会保障、福祉、保健所等々との連携というのも、うまく今までやっているのですか。

学務課長 現在も、同じ、二つの施設を同一の建物内でやっている形になっておりまして、実際に委員ご指摘のような、必要に応じた情報の共有というところはあるかと思えますけれども、基本的には2施設別々のものではありませんので、それぞれで体制をとり、その体制の中で適切に運営をしてきているところでございます。ただ、同一の施設にあること、また、そのことによって、必要な情報を共有することが効果的に、その保護者の方やお子さんに対するサービスとして活用できるといったところが見えてもございますので、その辺のところは、事業者のほうできちんとやっていただいているというところで、この10年間来ているということでございます。

樋口委員 例えば、このこども園じゃない園に通園している子供がここに相談に行ったときにどう対応してくれるかというのが一番大きな問題だろうと思うのですが、この辺は今まで10年間問題なかったということなのですか。

学務課長 どこの園児がというところ自体はそんなに大きな問題ではないかと思われま

す。

実際にどこかの園に所属していて、何かしらのそういった相談が必要で、こちらの寿子ども家庭支援センターのほうをお使いになられるという場合に関しましても、誰でもその支援センターとしての対応というところでさせていただき、必要に応じてのところにはなると思いますので、ことぶきこども園の園児が例えばご利用になるということであれば、そのところの連携というのも活かせるのかなと思います。

樋口委員 区立ですから、基本的にセンターの方というのは区民から見れば区の職員に準ずるものと考えているわけですから、個人情報の徹底、守秘義務とかがあって当然であるうし、こども園の教育方法については、当然客観的に評価をして対応していただかなければいけないというのは当然で、ですけれども、もう委託するということは、その、いわゆる支援員になられる方は、民間人なわけですよ。だから、その辺のルールをどう決めているかという。

私の仕事ですけれども、例えば今、郵便の信書便事業に関して、民間事業者の参入を認め

ているのですけれど、情報については、責任者を必ずその会社に置いて、その開発責任者を必ずその業者として、会社の下に提出するように、ルールを作って。もし違反した場合にはその業務を止めるというところまで、一応総務省がやっていますが、一応民間に、いわゆる個人情報を任す場合には、やはりこういう指導の場合において、個人情報の保護というのは重要なので、この辺は少し留意していただきたいですけれど。

学務課長 こちらに関しましては、やはり最重要事項と思われれます。また、特に支援センターのほうにご相談等があるところに関しましては、やはりいろいろな暗黙のルールもございしますので、その管理につきましては、これまでどおり、きちんとやってまいるように、また次の指定管理も当然、選定に当たりまして、そういったところに関しての確認をきちんとやっていただいているところがございます。

矢下教育長 次に、学務課のイのほうもいいですか。両方いいですか、アとイです。

(なし)

矢下教育長 それでは、学務課のア及びイについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定をいたしました。

## (2) 児童保育課 ウ

矢下教育長 次に児童保育課のウについて、児童保育課長、説明をお願いします。

児童保育課長 それでは、協議事項、児童保育課のウ、認可保育所等の開設について、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

項番1、公募による提案の概要です。保育所の整備につきましては、通年公募を実施しているところがございますが、今回は、2件の提案について、今後開設に向けて進めていきたいと考えておるところでございます。

まず(1)、認可保育所「(仮称)えがおの森保育園・あさくさ」です。開設予定日は平成31年4月1日、所在地は、寿三丁目15番12号となります。定員は0歳から5歳で60名を予定しております。建物構造・延床面積は資料のとおりです。運営事業者は、株式会社千趣会チャイルドケアでございまして、都内で認可保育所を4園、千葉県で認可保育所2園などを運営している事業者です。

続きまして(2)、小規模保育施設「(仮称)フレンドキッズランド三ノ輪園」でございます。開設予定日は平成30年11月1日、所在地は三ノ輪一丁目22番10号となります。定員は0歳から2歳で19名を予定しております。建物の構造・延床面積は資料のとおりです。運営事業者は株式会社ルシエルでございまして、都内で小規模保育施設6園、埼玉県で小規模保育施設2園などを運営している事業者です。

恐れ入ります、資料の裏面をご覧ください。こちらの二つの案につきまして、4月24日に審査会を開催いたしまして、提案についての審査を行ったところがございます。

審査方法、(2)につきましては、得点率70%以上の提案を選定することといたしました。

(3)の審査委員につきましては、資料のとおりでございます。

(4)審査結果でございます。得点につきましては、一覧表のとおりで、二つの提案とも、得点率70%以上でございました。

審査委員会での主なやりとりをご紹介いたします。

まず、株式会社千趣会チャイルドケアからの提案についてです。審査委員会では、開設予定地が区民から求められている場所であるなどの意見がありました、また、保育士の確保について、ベテランから若手まで幅広くそろえ、安定した保育を実施するとの事業者からの回答がありました。

次に、株式会社ルシェルからの提案についてです。審査委員会での質疑の中で、事業者からは「来てよかったと言ってもらえる保育園づくり」というようなセールスポイントの紹介がありました。

最後に項番3、今後のスケジュールでございます。本件につきましては、来月開催される区議会定例会子育て支援特別委員会にて報告予定でございます。

協議事項の説明は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

矢下教育長 それでは、児童保育課のウについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定をいたします。

### (3) 中央図書館 エ

矢下教育長 次に、中央図書館のエについて、中央図書館長、説明をお願いします。

中央図書館長 それでは、中央図書館所蔵、池波正太郎記念文庫資料の館外での図書貸出についてでございます。

お手元の資料4をご覧ください。本件は中央図書館池波正太郎記念文庫が所蔵している、複製でない貴重資料を館外に貸し出しすることについて、同記念文庫資料取扱要綱第5条の規定に基づきまして、本教育委員会にお諮りするものでございます。

お手元の資料に沿ってご説明いたします。はじめに項番1、申請者でございますが、台東区の池波正太郎記念文庫と姉妹館提携しております、上田市の池波正太郎真田太平記館でございます。

項番2、対象資料でございますが、池波正太郎の「鬼平犯科帳」を原作とした、「ゴルゴ13」で有名なさいとう・たかを氏の劇画、計51冊でございます。

項番3番、貸出期間でございますが、平成30年6月2日から8月30日まででございます。

項番4、使用目的でございますが、上田市の真田太平記館が、本年11月で20周年を迎えるため、6月16日から8月26日に実施する特別企画展での展示物として使用するものでございます。

項番5、展示場所は、現地、太平記館1階の企画展室でございます。

なお、上田市での貸出資料の管理につきましては、台東区の所蔵である標記をした上で、鍵つきのショーケースに入れて展示するとのことでございます。

簡単ですが説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

垣内委員 一つお尋ねしてよろしいでしょうか。これはコミック本ですよ。

中央図書館長 現物は一応ここにお持ちしてみたのですが、このようなものを。

垣内委員 意外に、ほかの本に比べると、製本状態がそんなに頑丈ではないので、ほかの図書館とか、美術館とか、博物館なんかでも、漫画本を所蔵していると、結構劣化が激しくなるものですから、ぜひ、その辺りのコンディションを維持する方策については万全を期していただければと。非常に貴重なものなので。

中央図書館長 こちらにつきましては、普段は閉架ということで、下のほうの倉庫で保管してございまして、一般的には利用しておりませんので、今回も特別貸し出しということで、所蔵品をあくまで貸し出しという形でございまして、普段はあまり人の手が触れるようなものではないということでございます。

垣内委員 紙質は。結構ポロポロになりやすいので。

中央図書館長 紙の質も悪いということで。はい。

矢下教育長 それでは、中央図書館の工については、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (1) 庶務課 ア

矢下教育長 次に、報告事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

庶務課長 それでは、平成30年4月分、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応につきまして、報告をさせていただきます。

資料5をご覧ください。まず、児童保育課取扱分6件でございます。1件目でございますが、保育士の子供が優先的に入園できる仕組みを導入してほしいというご意見でございます。

2件目でございます。保育料の納付方法につきまして、コンビニエンスストアでも支払えるよう、バーコード付の納付書を発行してほしいというご意見でございます。

3点目でございます。第3子の保育料減免対象世帯の拡大ということで、現在3人の子供さんが同時に在園する場合のみ減免、免除になるが、上の子供の在園にかかわらず、第3子であれば保育料免除の対象としてほしいというご意見でございます。

4点目でございます。保育料について、0歳児の保育料については、年長の子供がいるため、現在は半額であるが、次年度以降減免がなくなるので、それについて、かなりの金額の負担になるところのご意見でございます。

裏面をご覧ください。引き続き児童保育課でございますが、認可保育園に入れなかった場合の補償について、あと、職員の対応について、それぞれご意見をいただいたところでございます。

続きまして指導課でございます。1件でございます。子供の教育への提案ということで、掛け算の九九を1週間、計算の方法を3時間で教えることができる方法があるので、それをご提案したいという内容のものでございました。

続きまして、スポーツ振興課でございます。2件でございます。1件目、たなかスポーツプラザの受付職員の態度について、もう1件が、シャチハタ印鑑による還付金の処理について、それぞれご意見をいただいたところでございます。

最後に中央図書館取扱分が1件でございます。図書館の予約についてでございます。新刊本の予約をよく利用していて、台東区にない本を他区から取り寄せてもらうことがあるが、時間がかかるということで、早く借りられるような仕組みにしてほしいというようなご意見でございました。

それぞれ、記載のとおり回答をさせていただいたところでございます。説明は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

樋口委員 指導課の子供への教育の提案というのは、指導課はどう対応しているのですか。区民の方が、私がいい方法があるからそれを提案したいと申し出ているわけですが、これは丁重にお断りするのですか。

指導課長 ご提案いただいたのはありがたいけれども、学校教育ではこういうふうに行っているの、受け入れることはできませんという回答をさせていただきました。

高森委員 その対応でよろしいと思います。

熱心なご提案だとは思いますがね。

矢下教育長 それでは庶務課のアについては、報告どおり了承いたします。

## (2) 児童保育課 イ

矢下教育長 次に、児童保育課のイについて、児童保育課長、報告をお願いします。

児童保育課長 それでは、報告事項、児童保育課、イ、平成30年4月保育所等入所状況について、ご報告をいたします。

資料はお手元の6をご覧ください。今年度4月1日現在の入所状況が確定いたしましたの

で、ご報告するものでございます。区立11園、私立20園でございます。一番下の合計覧Aをご覧ください。2,486人の入所児童数で、前年と比較して、207人の増となっております。これは、私立保育園の下3行でございます、LIFE SCHOOL根岸こどものいえ、レイモンド鳥越保育園、ソラスト竜泉保育園の新規開設などによるものでございます。

資料2ページをご覧ください。項番2、こども園でございます。こちらは区立3園と私立2園で、いずれも長時間保育児の人数でございます。合計覧(B)をご覧ください。合計388人で、前年と比較して、54人の増となっております。これは、昨年度、忍岡こども園の新規開設がございましたので、それらによるものでございます。

次に項番3、地域型保育事業でございます。こちらは0歳児、1歳児、2歳児を19人まで預かる事ができる、区が認可する事業でございます。まず、小規模A型については、私立10施設で、159人。事業所内につきましては、私立2施設で25人。家庭的保育については、私立6施設で23人となりました。合計覧のCをご覧ください。地域型保育事業全体では207人となっており、前年と比べて34人の増となりました。これは、小規模保育施設のふくろう保育園、かるがもハウス浅草橋や、家庭的保育室ふわふわの新規開設などによるものでございます。以上1から3までの認可の施設による入所者数の合計は3,081人で、前年と比較して295人の増となりました。

3ページをご覧ください。項番4、認可外保育でございます。こちらは区が実施している家庭福祉員、共同型家庭的保育事業及び、緊急保育室、定期利用保育室による保育でございます。合計は112人で、前年と比較して48人の増でございます。これは御徒町保育室が本年4月に開設しておりますので、それらによるものでございます。次に5、認証保育所でございます。

次に5、認証保育所でございます。こちらは、区内、区外合わせて、合計で245人となりまして、前年と比較して、59人の減少でございます。これは、この4月に認証保育所から認可保育所に移行した園が1園あることなどによるものでございます。

以上1から5まで、入所者数を合計しますと3,438人で、前年と比較して、284人の増となっております。

次に4ページをご覧ください。項番6、地域ブロック別の保育所待機児童数でございます。区全体で、待機児童数は183人でございます。

本区では、平成29年4月以降、先ほどのご説明のとおり、認可保育所を3カ所、こども園を1カ所、小規模保育施設を2カ所、家庭的保育所を1カ所、緊急保育室を1カ所開設し、受け入れ枠の拡大を図ってまいりました。結果として、待機児童数は、前年度と比較して、44人の減少となっております。

今年の待機児童の特徴でございますが、0歳から2歳までの割合が、全体の約95%を占めている状況でございます。また、地域別では、南部地域の57人、入谷駅周辺の49人、浅草駅周辺の38人と多くなっております。

報告は以上となっております。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

樋口委員 さっきの、戻って申し訳ないですけど、区長への手紙の中で、認可保育園に入れなかった場合の補償について、何か保育料の助成がないことが納得いかないという、これはどういう意味を表しますか。ここに出ている、3ページに、認証保育所の小計の下に荒川区等々ありますが、これは区内のお子さんで、それぞれの区の園に行っているということですか。その場合には、保育料の助成がないということを言われているのですか。

児童保育課長 こちらのご意見については、この方は区の認可、さらには今ご説明した資料の項番5の認証保育所なども希望はしていたのですが、結果的にどこにも入れなかった区民の方で、やむを得ず区の外にある認可外保育所にお子様を預けたという方でございます。

樋口委員 認可外だからか。それは、以上保証はないということね。

児童保育課長 認可保育所であれば、当然区の定めた保育料で、さらに、5番の認証保育所に通っている方には、こちらの意見のとおり、保育料の助成というのを行っております。ただ、この方が入られている区外の認可外につきましては、そういったものはございませんので、そういったご指摘となっております。

樋口委員 わかりました。

高森委員 報告を受けまして、新設園頼みという感じを受けるのですが、徐々に待機児童数が減っているというご報告でございましたが、この4ページ目の6番の待機児童数の数字ですが、この183というのは、どういう計算で弾き出されているのか、その辺りについて説明いただけますか。

児童保育課長 まず、新規申請、新規の入所申請という件数がございまして。その新規の入所申請のうち、入れなかった方というのが、数字で言いますと、578名の方がいらっしゃいます。そこから、今回ご説明いたしました、認証保育所に入っている方、あるいは区の緊急保育室である御徒町保育室に入っている方、また、根岸に開設している、根岸定期利用に入っている方などをまず除外しております。そのほかにも、例えば、もともとその、不承諾を希望するというのを窓口でおっしゃった方も一部いらっしゃいまして、そういう方も除外しておりますし、また、これはこれまでも区のほうの数え方ではそのようにやってきてはいるんですけども、希望園が極端に少ない方についても除外をしていると。結果的に、今回ご報告した183人という待機児童数になったということでございます。

高森委員 今お話いただいた、希望園が少ない方を除外する理由は何でしょうか。

児童保育課長 基本的には、まず申請の段階で、台東区のこのような状況を踏まえて、担当のほうで窓口で保育の必要性というのを聞き取りするような形になります。その中で、なかなか保育所に入りにくいという状況があるので、基本的に窓口では、なるべく多くの保育園を、希望は書けるのですが、通える範囲でなるべく多くの保育園を書いてくださいというようなお話をさせていただいているんですね。

その中で、いややっぱりという方については、ある程度条件を絞られているということもあるので、これまでも除外をしてきたというところになります。

高森委員 ある意味、保育にそれほど欠けていないかもしれないという感じですね。この除外する意味はまだ預ける先があるだとか、自分たちで世話、面倒を見ることができるというような意味ではないわけですね。

児童保育課長 そういった意味では除外してはいないです。

高森委員 実はこの前、インターネット上の雑誌の記事を見たのですけれども、「保育園、落ちてよかった」というタイトルがついているものがありまして、それを見て非常に衝撃を受けました。実はこれは他区の例なんですけれども、先ほどお話しになった不承諾通知を欲しい保護者が相当数いるのではないかという、その保育行政の現場の声が書かれています。区長の話ではこの問題が、待機児童問題を必要以上に深刻化させてしまっている。

実は保育園不足が取りざたされる裏側にはこういった現象もあるのではないかとということで、実はその区では、保育園に入れずに法定育休の延長手続のある可能性のある保護者を年間800人と見込んでいるというのですね。ただ、その中で今言った不承諾通知、いわゆる入園待機通知書の取得が目的と想定される保護者は、多く見積もっても、おそらく年間190人程度いるであろうと。実はそれは、どうしてそういうふうに推定するかということ、複数園の申し込みが可能な入園申し込みなのに1園しか申込書に書かなかった。もう、特定の園にだけ限定している。それは、ふるいにかけて落ちることを目的として1園しか書かなかったり、あるいは、入園内定通知が来ても、それを辞退している人たちがいるということが、その根拠になるのではないかと、その記事を書いた人は言っているのですね。

実はこういった事態が全国的にも、どうもあるらしいのですけれども、今言ったように、どうしても自分の子供を通わせる通園区域にある園が一つしかなければ、当然、1カ所しか書くことがないわけですが、その不承諾通知が欲しいがために、やはりそうしているケースがあるのではないかと。問題は、一人でもその内定を辞退する方が出てくると、本当にその保育園に入りたかったほかの保護者のお子様たちが、実際に入園することができなくなるというような現状も生まれてくるということで、非常に不健全な状態になってしまうというのですね。

台東区の場合は、そういった不承諾通知を欲しいというケースはどれだけあるのか。先ほど何人かはそういったことで申請があったということなんですけれども、それ以外で実際に不承諾通知はどのくらい発行されているのか。その辺のところ、把握はされているのでしょうか。

児童保育課長 今回、今年の2月の中旬に最初の審査の結果を発送しているのですが、その発送の件数が737件ということになっております。ただ、それは最初の審査の結果でございますので、その後、2次調整以降の審査がございますので、結果的に入れなかった

方は、先ほど申し上げた578名という形になります。

高森委員 578ですよ。その数字だけ見ると、随分と多い、先ほど報告した区よりも随分と多いような気がするのですが、いろいろな事情があると思いますから、一概に十把一絡げには言えないと思うのです。その育休の延長を希望する保護者だとか、それだけが果たして事情かどうか、わからない部分があるのですが、実はその幼稚園や保育園に自分の子供を入れることに、そこまで積極的でないご家庭があるらしい。

つまり、保育園に預けてしまうと、無事にその園に入れたとしても、その後の生活がそれほど楽じゃない。つまり、子供の送り迎えもあるし、非常に職場との両立が過酷だということで、そんな生活に復帰するくらいだったら、不承諾通知が欲しいというような事情がどうもあるようなので。

一概には理由は定かでなく、言えないところもあるかも知れませんが、そういった現状があるので、区としても、その辺りのことをもうちょっと細かく分析して、把握しておく必要があるのかなと思います。余りにもこの不承諾通知が大量に発行されて、それによって、実際に保育に欠ける保護者が希望の保育園に入れなかったとか、そういった事態にならないように、引き続き調べていただきたいなと思うのですが、その辺りはどうでしょうか。

児童保育課長 そうですね、今、統計的にそういったものを全て把握しているかということ、ちょっとそこまではいっていない状況でございますので、受付の申請の中で、正直なかなかその申請の方もどこまで答えてもらえるかということはあると思うんですけど、傾向については、こちらとしても把握はしていきたいとは考えているところでございます。

樋口委員 これは私の子育ても含めてそうだけれど、やはりそれぞれの保育園に相性がありましてね、ここは絶対というのは、やはりありましたよね。私の娘が保育園に行っていたときもね。そうすると、やはり、いくら空いていても、実際の私の経験ですと、もう部屋全体がホルマリンのにおいで、大人としても呼吸ができないくらい、しょっちゅう消毒しているところで、帰ってくるとホルマリンがそのまま家の中に帰ってきたみたいところで、縫いぐるみから何から、全部しょっちゅう消毒しているという。あんなところで、よく子供はやっているなと思うのですが、かなり、ないからと言うんですよ。

もう一つは、ちょっと遠いのですが、なかなかいいのですが、やはり通勤と逆方向なので、空いていますよと言われても、なかなかというのはありますよね。そうすると、やはり無理しても、家内の職場の近くで世話になってとか、そういうのもありますし、いやあそこでというのもありますので、やはりそれは、一概には言えないと思うので。

こういう話は、ある一つの状況を見て一般普遍化するのが一番よくないので、ある人はこういう事情があり、またある人はこういう事情でというのがあると思いますので。

要は今の政府の方針で、子ども・子育て支援新制度があるからこういうことが起こるんで、今までなければこういう問題は個々のご家庭に働いたものですから、政府の施策に沿ってやるというなら、その施策どおりやるように我々は展開をしていくしかないというの

が。立場のことも含めて。

矢下教育長 それでは、児童保育課のイについては、報告どおりご了承願います。

### (3) 放課後対策担当 ウ

矢下教育長 次に、放課後対策担当のウについて、放課後対策担当課長、報告をお願いします。

放課後対策担当課長 平成30年4月放課後対策事業の利用状況について、ご報告させていただきます。資料7をご覧ください。

項番1、こどもクラブの入会状況でございます。表の一番下の合計覧をご覧ください。定員1,242名に対して、本年4月1日現在のこどもクラブの入会者数は昨年度より62名増の1,139名で、103名分の空きがございます。同じ行の一番右の欄に記載しておりますが、待機児童数につきましては、前回報告のとおり、59名でございます。

恐れ入りますが、裏面をご覧ください。項番2、放課後子供教室の登録状況でございます。千束小学校におきましては、全児童の81.3%となります191名が登録しており、石浜小学校におきましては、全児童の62.0%となります158名が登録しております。また、本年度より事業を開始いたしました大正小学校では、全児童の60.7%となります246名が登録しております。なお、本事業につきましては、1年生が入学後に登録するケースが多いため、4月末日現在の数字を記載しております。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

樋口委員 やはり4年生以降になると少ないですね。やはり塾ですかね。そうすると、いつもプログラムの、教育の指導の重点も、その辺りに寄っているんですかね。

高森委員 ここで遊ばせなくてもほかで遊べるようになるんですかね。

裏面の放課後子供教室の登録状況で、非常に興味深いと思うのですが、ちょっと経年の変化も知りたいのですが、石浜小学校は例年、この程度のパーセンテージだったのかどうか。千束小学校が非常に大きいのは何か理由があるのかどうか。その辺りは分析をされていますでしょうか。

放課後対策担当課長 石浜小学校につきましては、登録率につきましては、前年度59.0%だったものが、62.0%。人数でいきますと10名の増ということになっております。

千束小学校につきましては、こちらは10年間やっている事業でして、年々、登録者数は上がってきているというところがございます。

高森委員 上がっているんですね、前年よりも。最初にお話しされたのは石浜ですね。

放課後対策担当課長 最初は石浜で。千束小学校が10年続いております。

すみません、昨年度から本年度、千束小学校につきましては、パーセンテージとしては、若干下がっております、前年度が83.1%から、本年度の81.3%。登録者数としてはマイナス10名ということにはなっております。

高森委員 それにしても、千束小学校の登録者数が非常に多いその背景としては、何が考えられますか。

放課後対策担当課長 やはり、先ほど申し上げましたとおり、事業開始から徐々に登録数が増えてきているという傾向がございます。千束小学校で当初始めたときには50名程度だったものが、どんどん増えてきているという状況でございます。

高森委員 認知されてきたというか、魅力的だということですね。

樋口委員 この間、校長先生に、この話とかも含めて、地域の子供たちの特性を聞いたら、やはり、地域依存度が非常に高い子供たちが多いため、終わってから一緒に遊ぶ子供が多いので、こういうクラブで引き続き遊んでいる子供が多いですよという言い方は小学校の校長もしていましたよね。だから、あそこの地域の人たちが、子供をこの小学校に入れているので、その放課後の延長でいるという傾向が、特にこの辺は強いのではないですか。

高森委員 地域の構造ですよ、遊び場が少ないとか、そういったところがあるでしょうね。

放課後対策担当課長 先ほど、千束小学校、当初50名の登録と申し上げましたが、すみません、それは利用者数。一日平均の利用者数でございました。それも年々増加しているという状況でございます。

樋口委員 ちょっとこれは念押しですけど、ゆめゆめ、いじめとかそういうのはないでしょうね。それはチェックをお願いします。

放課後対策担当課長 いじめという部分では報告はいただいておりませんが、けがですか、安全に対してきちんと配慮をして、何かあれば早急に事業者のほうから区のほうに連絡はいただいている状況でございます。

矢下教育長 それでは、放課後対策担当のウについては、報告どおり了承願います。

#### (4) スポーツ振興課 エ

矢下教育長 次にスポーツ振興課のエについて、スポーツ振興課長、報告をお願いします。

スポーツ振興課長 それでは、報告事項(4)のエ、台東リバーサイドスポーツセンター屋外施設整備の調査結果について、ご報告いたします。

資料8をご覧ください。まず、報告の前に、この調査でございますが、昨年新たに策定した台東区スポーツ振興基本計画の中で、表題にもある、台東リバーサイドスポーツセンター屋外施設の整備を重点施策に位置づけ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーとなるよう魅力ある施設として整備していく、としました。それを受けて、今回の調査は、スポーツ施設の整備だけではなく、観光バスの駐車場整備や、東京都によるスーパー堤防整備など、スポーツ施設を拠点とした周辺環境の整備も一体的に捉え、どのような整備が可能なのかを調査したものでございます。

本日はスポーツ施設に関する部分について報告をさせていただきます。

それでは、項番1の目的でございます。この調査は、隅田公園における屋外スポーツ施設等について、施設の配置や手法など、基礎的な調査を目的としました。

項番2、調査・検討内容でございます。恐れ入りますが、裏面をご覧ください。網掛け部分が検討した箇所でございます。検討に当たっては、スーパー堤防整備を前提とし、陸上競技場をかさ上げすることで、地下空間を広く活用することや、照明の設置などについて、検討を行いました。2枚目の別紙1、A3の紙なんですけれども、それが検討結果でございます。 から の3パターンを載せてございます。この3パターン全てに共通している部分は、陸上競技場部分の夜間照明取り付けと、観覧席への屋根設置でございます。また、 と で共通している部分は、陸上競技場をかさ上げし、地下空間をつくること、また、現在地上にある、駐車場を地下に設けるところでございます。

一番左の でございます。地上部分は、現在の200メートルトラックから300メートルトラックに拡大いたします。このことによりまして、テニスコートがなくなるため、地下も含め、移設先を確保する必要が出てきます。地下部分につきましては、約9,000平米をスポーツ施設として活用することができます。イメージとしましては、現在の陸上競技場全体の広さが、そのまま地下空間にあるというような感じでございます。また、現在あるテニスコートの地下部分は駐車場という形になります。

次に でございます。地上部分はテニスコートを北側にずらし、陸上競技場との間に園路を設け、桜橋との一体感を出すことで、回遊性を向上させます。また、地下部分につきましては、 より縮小となりますが、約6,000平米をスポーツ施設として活用できます。イメージとしては、少年野球場があるのですが、あの少年野球場が約5,000平米でございますので、それよりも一回り大きい空間が地下にあるというようなイメージでございます。

次に でございますが、こちらは既存の観覧席、フィールドを改修するパターンでございますので、新たな機能としましては、夜間照明取り付けと観覧席への屋根設置になります。

恐れ入りますが1ページにお戻りください。項番3の調査結果でございます。別紙1の ・ のような施設整備が可能であること、また、広大な地下空間をスポーツ施設として活用することで、スポーツの拠点としてのさらなる充実、また、障害者スポーツなど、さまざまなニーズに対応できることがわかりました。一方で、隅田公園周辺の環境整備が課題であるということが判明いたしました。

項番4、屋外施設整備に向けた今後の対応でございます。今回の検討パターンは、クリアすべき法的な課題はあるものの、ここまでの整備は可能であるというものでございまして、この中から選んで整備していくというものではございませんので、今後は適正な施設整備量を見極めるため、スポーツ施設利用者のニーズ分析や、台東区体育協会など、スポーツ関係団体へのヒアリングを行い、具体的な施設整備の検討に入っております。

項番5、今後のスケジュールでございます。6月の区民文教委員会にて報告するとともに、

スポーツ施設利用者のニーズ調査を始めてまいります。

長くなりましたが、説明は以上です。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

垣内委員 2020とその後のレガシーに向けてこういう整備を検討されるというのは、非常に重要なことだと認識しております。

それで、この検討の中に、この後の後年度負担といいますか、施設を整備されますと、当然メンテナンスのコストも上がりますし、川沿いなので、地下であると、防水などの特別な配慮が必要になってくると思うんですね。これは一旦つくと多分50年とか、それ以上の長きにわたって使っていくということと同時に、その分の負担がその間ずっとのしかかってくるわけで、そういったところについてのご検討は、いずれされるということなのか、あるいは、一応ここでも、どういうふうな形で機能をつけるかというときに少し検討されたのか。ちょっと財政負担についてお伺いしたいと思います。

なぜそういうふうに言うかということ、仄聞する限りですけれども、ロンドンのオリンピックのときにも、いろいろ既存のものを膨らませたときに、オリンピックの後、やはり地元のニーズに戻ってくるので、大会という特別なニーズではなくて、その地元のニーズに戻ってくるので、減築というのですか、一旦大会用に広げたけれども、終わった後は適正規模に戻すというようなことも随分されたというふうに聞いているものですから。今後、利用者ニーズを把握されるということなので、ぜひその辺りも含めてご検討いただければということ。二つ、お願いさせていただきます。

スポーツ振興課長 まずはこのパターンなんですけれども、公園内でどこまで魅力ある施設が可能なのかというのを第一としまして、この検討結果が出たものでございまして、この中からどれかを選んで今後整備していきましようということでは、まだございませんので、その後の経年に関するランニングコストとか、その辺の検討はまだしてございません。

それから、将来的に具体的な検討をして、やはりこのくらいの規模が必要なのではないのというような、もっと具体的になったときには当然、ランニングコストなども含めて一番適正な施設整備となるよう、検討をしていきたいと思えます。

末廣委員 この 、 、 から選ぶというわけではないということですが、例えば、予算的に、 と というのは、全く値段が違ってまいりますよね。完全に。すると、例えば に近いものがないということになった場合には、ちゃんと予算が、それをつくという、その辺はできるわけでしょう。裏づけがあるというか。それはないんですか。

スポーツ振興課長 まず、財源確保の裏づけというのは、まだやっております。というのも、あくまでもまだ、可能性としてどこまでできるんだ、法的課題もあるものをどこまでいけるんだと。また、地下の空間ですので、例えばこのスポーツ施設がここでやる競技を何に想定するのか。例えばテニスコートを入れるのであれば、高さが11メートルくらい必要になりますので余計掘らなければいけない。バレーとかであれば一般的な7メート

ルとか、それによっても金額が変わってきますので、まだその財政負担の確保も含めて、そこはまだ立ち入っていない状況でございます。

末廣委員 ただ見ただけでは、とか というのは非常にいいなと思いますけどね。だけど、だんだんやっているうちに、やっぱり くらいに落ち着くという可能性もあるわけですね。

あとは、最初のところで、観光バスの駐車場とか、スーパー堤防との関係とか、いろいろとあると思うのですが、そちらのほうは、またこれから検討するのですか。

スポーツ振興課長 今回、一緒に調査のほうは行いました。バスの部分は、ここには入っていないんですけれども、もしバスの駐車場が、例えば の地下に入るとすれば、当然この の中では、9,000平米のスポーツ施設の設置を考えていたのですけれども、バスが入ればもっと押し寄せてきますので、スポーツ施設の部分も少なくなると。バスとスポーツ施設それぞれが、今回どこまでいけるのだというのを検討したところでございます。

末廣委員 このスーパー堤防というの、相当の計画なのですか。

スポーツ振興課長 現在の陸上競技場を隅田公園の護岸に合わせますので、約3.7メートルくらい陸上競技場がぐっと上がるような感じを前提として検討したものでございます。

高森委員 箱物については、まだ方程式もできていないところですが、それ以前に、先ほど、クリアすべき法的課題がいくつかあるとおっしゃっていた中で、その土地の管理について、伺ったところによると、駐車場の辺りは、所有は都や国の所轄だとかいろいろ伺ったことがあるのですけれども、所轄の違いはどうクリアされたのでしょうか。

スポーツ振興課長 あそこは公園内ということがありまして、都の部分、また、国の部分に適應する部分があるのですけれども、今回、この建築基準法であったりとか、または東京都の条例等を踏まえ、建築上の制限をもとに、ここまでだったら整備がいけるのではないかというもので検討したものでございます。

高森委員 整備できるのですね。わかりました。

都と国と区が分かれているわけですか。駐車場の辺りは都の所有地だと聞いたのですけれど。

スポーツ振興課長 どこがどういうふうかというと、はっきりとはちょっと。申し訳ございません。

矢下教育長 一番多いのは国ですね。駐車場は国です。一番下の。

高森委員 駐車場は国ですか。

矢下教育長 はい。

よろしいですか

(なし)

それでは、スポーツ振興課の工については報告どおり了承願います。

### 3 その他

・区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について

矢下教育長 次に、その他事項についてでございます。

お手元に資料を配付させていただきました。後ほどご覧いただければと思いますが、ご質問や補足の説明などはございませんでしょうか。

(なし)

・その他

矢下教育長 そのほか何かございますでしょうか。

高森委員 実は、今日、午前ですけれども、忍岡中学校のそばを車で通ったのですが、あそこはちょうど、鶯谷駅の南口の坂を上って、上野公園の高台に上がったところなのですが、タクシープールがありまして、そのタクシープールに、大型観光バスが何台も駐車をして、そこで乗客を降ろしていたのですね。そのためにあの道路は大渋滞が発生していて、通行が困難な状況になっていたのです。そのとき、たまたま、区内の保育園だか幼稚園だかわかりませんが、園児たちを先生方が引率して上野公園のほうに向かっている様子を私は見たのですけれども、非常に交通状況が悪くて危険な状況でした。

小学校の通学路には指定されていませんが、あそこは上野中学校や忍岡中学校があって、通学路はなくても生徒達はそこを通過して登下校をするわけなのですが、あの辺りの道路の管理については、警察はどのように把握しているのか、教育委員会としてはどういうふう認識しているのかと。

事務局次長 今ご指摘いただいた件について、交通対策のほうと情報を共有したところですが、もともとが、おっしゃるとおり、あの地域で観光バスが非常に増えていて、今ご指摘のような常態は、東博の前の通りだとか、いろいろなところで起こっているということで、問題意識を持って、警察ともいろいろ連絡をしているそうですが、そもそもの規制の状況が、地域が駐車も禁止ではなく、停車も禁止ではないというような状況がありまして、その辺の改善に向けて、これからよく協議を進めていきたいというような状況でした。当面は、既にある観光バスの駐車場で、乗降なりなんなりをするように要請をしていきたいということではありましたけれども、そんなような状況ですので、教育委員会としましても、今ご指摘いただいた子供たちの安全については、注意喚起を図っていく必要があるのかなというふうには思っていたところです。

高森委員 浅草地域で、かつて観光バスと児童との事故が実際に発生していますので、その辺りに十分注意するように、各学校のほうに通達いただいて、保護者にも注意喚起いただきますよう、お願いいたします。

矢下教育長 そのほか何かございますでしょうか。

(なし)

矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもって、本日の定例会は閉会をいたします。

午後3時31分 閉会